

# 役員等の報酬に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、次に掲げる役員等の報酬について必要事項を定める。

- (1) 理事(理事長含む)
- (2) 監事
- (3) 評議員

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬の額は、別表1の通りとする。

(報酬の支給方法)

第3条 役員等の報酬は、勤務日数より計算した額を支給する。

但し、理事長については、月額6万円とし毎月25日に支給する。  
支払日が金融機関の休日にあたる時は、順次その前日にさかのぼり支給する。

(重複給与の調整)

第4条 常勤の職員が、役員等を兼ねる場合は、役員等の報酬は支給しない。

(功労金)

第5条 役員、評議員等が退任した場合に、その功労に報いるため、理事会の決議を経て支払う。

第6条 役員、評議員等に対する功労金の額は次の金額を限度として理事会に於いて決定した金額とする。

	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
理事長	5万円	10万円	20万円	30万円
理事	3万円	5万円	10万円	20万円
監事	3万円	5万円	10万円	20万円
評議員	2万円	2万円	3万円	5万円

第7条 役員のうち、特に功労が顕著である場合の第6条の金額はそれぞれの金額に30%を加算した額とすることができ、その場合は理事会で決議する。

第8条 理事・評議員を兼務する場合、或いは評議員から理事、又は評議員から監事に就任した場合は、原則当初役職の在任期間からの積算により算定する。

第9条 常勤の職員が役員等を兼ねる場合は、在任期間としては算定しないものとする。

附則 この規則は平成10年4月1日から施行する。

平成19年4月1日 一部改正

平成23年3月29日 一部改正

平成29年6月20日 一部改正

令和8年4月1日 一部改正

別表1

役員名	報酬の額 (日額/円)	役職名	報酬の額 (月額/円)
理事	7,000	理事長	60,000
監事	7,000		
評議員	7,000		